

産業廃棄物に関連する税について

産業廃棄物に関連する税の導入に反対である。

県外廃棄物の県内搬入に対し38道県において何らかの規制が行なわれていることからわかるように、多くの自治体がその対策に苦慮している。

また、最近、各地で検討され始めている産業廃棄物に関連する税制度においても、他県からの搬入を削減させることが目的であるかのような新聞報道がなされている。

この税を課税することによって、結果として他県からの流入が抑制されることはあるとしている。

これらの状況からも、この税の導入によって、廃棄物の流れが阻害されることは十分予想されていることがわかる。

廃棄物は経済活動によって副次的に発生する「物」である。経済活動を円滑に行うためには、廃棄物を含めた物の流れが円滑に行われる必要がある。

廃棄物の流れを阻害することは、処理業者の技術開発意欲、設備投資意欲等を阻害することになり、その結果として処理の高コスト化を招き、経済全体として大きな損害となる。

産業廃棄物処理業者は、法に定められた以外にも周辺環境のモニタリング、環境汚染防止設備の設置など適正処理の推進に努めている。またリサイクルに向けた技術開発などにも取り組んでいる。これらは、法で定められた最低限の処理を行うよりコストがかかり、そのコストは処理料金に転嫁される。残念ながら多くの排出者の関心は、処理の内容より料金の高低にある。

三重県近隣の最終処分料金は、高い場合でも安定型で約5,500円/m³、管理型で約10,000円/t程度である。1トンあたり1,000円の税が課せられたとすると約10%～20%と高い税率になる。

排出者の意識の現状や、高い税率から見て、税の導入によるコストの増加に対応できない廃棄物は行き場をなくし、不法投棄を増大させる結果となる可能性が大きい。

産業廃棄物処理業者を納税義務者とすることは、排出者責任の観点から不適当である。

よって、産業廃棄物に係る税の導入に反対である。

産業廃棄物に係る税の導入に際して

廃棄物処理業界の現状

産業廃棄物処理業界は、産業活動により発生した廃棄物を集約して処理することにより、環境の保全と産業を支えることに寄与してきたと自負している。

廃棄物を集約して処理することにより、廃棄物処理に係わる技術の専門化、高度化、コストの低減化など社会的に大きなメリットをもたらし、日本の国際競争力の向上に貢献してきた。

一方、法制度の不備や不法業者（排出者を含む）への取り締りの不徹底などが、不良な業者（排出者を含む）の存在を許している。これが、適正な業者や施設に対する不信となり、廃棄物を排出することや処理を他人に委託することが悪いことであるかのような認識をされるようになってきている。

合理化、専門化、高度化のための外部委託は、経済的には至極当たり前のことである。外部委託の不具合は委託者の管理上の問題であり、外部委託という行為が悪いわけではない。これは廃棄物処理においても同様である。

これらの基本的な考え方をふまえ、産業廃棄物に係る税の導入に際して、以下の通り要望する。

趣旨

- 1 時限立法とすること。
- 2 納税義務者を排出者とすること
- 3 自己処理を含めたすべての処理を課税対象とすること。その場合、リサイクルと称する脱法的な処理についても範囲に含めること。
- 4 一般廃棄物についても対象を拡大すること
- 5 税の用途について、事業者への還元ではなく、地域への還元とすること。

1 時限立法について

廃棄物処理、リサイクルを取り巻く状況は、最近の数度にわたる廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の制定などにより大きく変化している。また税制度についても環境税や炭素税などが検討されている。

これらの制度との整合性を保つために時限立法とすべきである。

2 納税義務者について

廃棄物処理法は、排出者責任の強化を大きな目的として改正公布されたところである。納税義務者を処理業者とした場合、排出者の倒産などにより処理業

者が税を徴収できない場合でも処理業者に納税義務が発生する。このことは、廃棄物の処理の責任が処理業者になることになり、廃棄物処理法の趣旨に反する。法律の趣旨からすれば、納税義務者は排出者でなければならない。

また処理業者が特別徴収義務者となった場合、排出者の倒産などの理由により、排出者から徴収できない場合は、免除するなど消費税と同様のしくみとすること。

3 課税対象について

適正な廃棄物処理コストが徴収できない一つの原因は、一般廃棄物の処理コストを徴収しないという国民に対する教育効果によるところも大きい。

廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進などを目的とした税の導入の趣旨からみると、徴収しやすいところから徴収するだけでなく、自己処理や一般廃棄物などのすべてについても課税対象とするべきである。

4 税の使途について

廃棄物処理施設やリサイクル施設の立地にあたっては、立地場所となる地方自治体には、環境監視や、苦情処理などのコスト的、事務的負担が発生する。

また、地域の生活環境を保全するためには適正処理の推進に対する啓蒙活動や、不適正処理防止などのための監視活動などの取り組みが不可欠である。これらをより効果的なものとするためには、民間との協力関係を構築する必要がある。

施設の立地促進や適正処理の推進などの観点から、税収は事業者に直接補助するのではなく、これら施設の立地する地方自治体における環境監視費用や、民間との協力関係を構築する費用とすることが望ましい。